

## 校務運営規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、法令・条例・規則に定めるもののほか、三次市立君田中学校（以下「本校」という）の校務等を円滑かつ適正に運営するために、「三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（以下「管理規則」という）第37条に基づいて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で「職員」とは、広島県教育委員会の任命に係る校長・教頭・事務長・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・養護教諭・学校栄養職員・事務職員・講師並びに三次市教育委員会の任命に係る臨時の任用教員・事務職員・給食調理員・学校支援員・障害児介助指導員等をいう。

(校長)

第3条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(教頭)

第4条 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。

2 教頭は、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長が欠けたときは校長の職務を行う。

(事務長)

第5条 事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

### 第2章 企画委員会

(企画委員会)

第6条 校長は、学校経営管理に関し、審議調整を行い、もって校務運営の円滑化及び効率化を図るため、企画委員会を設置する。

2 企画委員会は、校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。

3 校長は、企画委員会を招集し、これを主宰する。司会・記録は教務主任、生徒指導主事並びに校長が必要と認める職員が行う。

4 企画委員会は、次の事項について協議する。

(1) 校長が認める事項

(2) 緊急を要する事項

5 校長は、必要と認めるときは関係者の出席を求め、報告を受けまたは意見聴取を行う。

6 前各項に定めるもののほか、企画委員会の組織及び運営について必要な事項は校長が定める。

### 第3章 職員会議

(職員会議)

第7条 校長は、校務運営に関する意思決定の補助を行わせるために、職員をもって構成する職員会議を設置する。

- 2 校長は、職員会議を招集し、主宰する。司会・記録は教頭、教務主任が行う。
- 3 職員会議で取り上げる事項については、原則として企画委員会を経て、校長が決定する。
- 4 会議録には次の事項を記録する。
  - (1) 会議実施の年月日及び時間
  - (2) 議題及びその内容
  - (3) 連絡及び協議事項
  - (4) その他必要事項及び記録者名
- 5 会議録は校長が確認し、教頭が保管する。
- 6 前各項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は校長が定める。

#### 第4章 校務運営に関する事項

(校務分掌組織)

- 第 8 条 校長は、その権限に属する事務を分掌させるため、管理規則第31条に基づき、校務分掌組織を定める。
- 2 校長は、前項の校務分掌組織及び分掌を定めるにあたっては、法令・条例及び規則等に従う。
  - 3 校務の分掌に関する組織は、次のとおりとする。
    - (1) 部 総務 教務 進路指導 生徒指導
    - (2) 学年会 第1学年 第2学年 第3学年
    - (3) 委員会 不祥事防止委員会 学校衛生委員会 学校保健委員会 生徒支援委員会（特別支援教育推進委員会及び不登校対策委員会） 進路指導委員会 体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、いじめ、障害などを理由とする差別相談窓口 不祥事防止委員会 学校関係者評価委員会 学校評議員との懇談会 学校評価委員会 いじめ防止委員会 小中一貫教育推進企画委員会

(校務分掌組織図)

- 第 9 条 校務分掌に関する組織図は、校長が別に定める。

(部及び学年会)

- 第10条 校長は、校長の職務の円滑な執行を補助させるため、部及び学年会を置く。
- 2 部（総務部を除く）に主任等を置く。主任等は、所掌事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
  - 3 各部及び学年会の協議事項は、校長に報告し、承認を得る。

(主任等)

- 第11条 校長の校務及び各部等の円滑な運営を図るため、管理規則第32条に基づき、次の主任等を置く。
- (1) 教務主任
  - (2) 保健主事
  - (3) 生徒指導主事
  - (4) 進路指導主事
  - (5) 道徳教育推進教師

- (6) 研究主任
  - (7) 特別支援教育コーディネーター
  - (8) 小中一貫教育推進教員
- 2 主任等は、担当組織の会議を招集し、主宰する。
- 3 主任等の命免は校長が行う。
- 4 第8条に規定する各部の部長は、第1項に規定する主任等をもってこれに充てる。
- 5 校長は、第1項の主任等のほか、必要があるときは、校務を分担する主任等を置くことができる。
- 6 主任等の役割及び職務内容は、次のとおりとする。
- (1) 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案、その他教務に関する事項について、職員間の連絡調整及び指導、助言に当たる。また、校長及び教頭の命を受け、各分掌・委員会・学年会等との連絡調整を行う。
  - (2) 保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
  - (3) 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
  - (4) 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導、その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
  - (5) 道徳教育推進教師は、校長の監督を受け、道徳教育に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
  - (6) 研究主任は、校長の監督を受け、研究計画の立案その他の研究に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
  - (7) 特別支援教育コーディネーターは、校長の監督を受け、特別支援教育の推進に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
  - (8) 小中一貫教育推進教員は、校長の監督を受け、小中一貫教育の推進に関する事項について、各関係機関及び校内の連絡調整及び指導、助言に当たる。

(委員会等)

- 第12条 校長は、法令等に定めがあるもののほか、学校における専門的事項を調査・審議し、もって学校運営の円滑な実施に資するため、必要に応じて委員会等を設置する。
- 2 前項の委員会等は次のとおりである。
- (1) 生徒支援委員会（特別支援教育推進委員会及び不登校対策委員会）
  - (2) 学校衛生委員会
  - (3) 学校保健委員会
  - (4) 進路委員会
  - (5) 体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、いじめ、障害などを理由とする差別相談窓口
  - (6) 不祥事防止委員会
  - (7) 学校評価委員会
  - (8) 学校関係者評価委員会

(9) 学校評議員との懇談会

(10) いじめ防止委員会

3 校長は、必要に応じて前項以外の委員会等を設置することができる。

(生徒支援委員会（特別支援教育推進委員会及び不登校対策委員会）)

第13条 特別支援教育の推進及び不登校対策に当たり、生徒の実態把握及び指導・支援のあり方等について審議をすることにより、特別支援教育の充実を図るため、生徒支援委員会を設置する。

(学校衛生委員会)

第14条 三次市立学校職員衛生管理要綱第8条に基づき、その目的を達成するため、学校衛生委員会を設置する。

2 学校衛生委員会は、主任安全衛生管理者（校長）、保健管理医、衛生推進者、職員のうち衛生に関する経験を有する者のうちから校長が指名する者をもって構成する。

(学校保健委員会)

第15条 学校保健法及び同法施行令の公布に基づき、学校における生徒の健康問題を研究協議し、健康づくりを推進するため、学校保健委員会を設置する。

2 学校保健委員会は、校長、教頭、学校医、体育担当、保健主事、養護教諭、PTA会長をもって構成する。

(体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、いじめ、障害などを理由とする差別相談窓口)

第16条 生徒が安心して学校生活をおくるとともに、職員が職務に専念できる良好な勤務環境を確保するため、体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、いじめ相談窓口（以下「体罰、セクハラ、いじめ、障害などを理由とする差別相談窓口」という。）を設置する。

2 体罰、セクハラ、いじめ相談窓口は、教頭、事務長、生徒指導主事、養護教諭で構成するものとする。

(不祥事防止委員会)

第17条 職員が高い倫理観や規範意識の維持向上を図り、学校として不祥事を起こさない体制を確立するため、不祥事防止委員会を設置する。

2 不祥事防止委員会は、企画委員会の構成員を中心に構成し、委員長を生徒指導主事に充てる。

3 不祥事防止委員会は、以下の業務を遂行する。

(1) 職員の不祥事を防止するための対策全般に関すること

(2) 職員の意識啓発、規範意識の確立のための研修計画の企画立案

(3) 職員相互の不祥事防止チェック、不祥事防止運動に関すること

(4) 体罰、セクハラ、いじめ、障害などを理由とする差別相談窓口に来やすい環境づくり

(学校評価委員会)

第18条 校長は、学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために、学校評価委員会を設置する。

2 学校評価委員会は、校長、教頭、事務長及び教務主任並びに校長が、必要と認める職員をもって構成する。

3 学校評価委員会は、校長が招集し主宰する。

(学校関係者評価委員会)

第19条 管理規則第3条の2に基づき、その目的を達成するため、学校関係者評価委員会を設置する。

2 学校関係者評価委員会の構成及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(学校評議員との懇談会)

第20条 管理規則第35条の3に基づき、その目的を達成するため、学校評議員との懇談会を設置する。

(いじめ防止委員会)

第21条 いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を、組織的・実効的に行うため、いじめ防止委員会を設置する。

2 いじめ防止委員会の構成及び運営について必要な事項及び学校いじめ防止基本方針は、校長が別に定める。

## 第5章 職員の勤務に関する事項

(勤務時間)

第22条 校長は、管理規則第36条に基づき、職員の勤務時間の割り振りに関して次のとおりに定める。

(非常勤講師、兼務者、スクールカウンセラー及びALTは除く)

2 職員の勤務時間は、午前8時15分から午後4時45分とする。

3 休憩時間は次のとおりとする。

8:15	12:35	13:20	16:45
勤務	休憩	勤務	

4 育児・介護を行う職員に係る早出遅出勤務については、通常の始業時刻及び終業時刻を次のとおり繰り上げたり繰り下げたりすることができる。

(1) 早出勤務(例)

① 8時00分～16時30分

※休憩時間 12時30分～13時15分

② 7時45分～16時15分

※休憩時間 12時30分～13時15分

③ 7時30分～16時00分

※休憩時間 12時30分～13時15分

(2) 遅出勤務(例)

① 8時30分～17時00分

※休憩時間 12時30分～13時15分

② 8時45分～17時15分

※休憩時間 12時30分～13時15分

③ 9時00分～17時30分

※休憩時間 12時30分～13時15分

5 年度始休業、夏季休業、冬季休業、及び年度末休業期間の休憩は、12時15分開始、13時終了の45分間とする。

## 第6章 施設・設備の管理

(警備防火の計画及び分担)

第23条 警備及び防火の計画並びに責任分担は校長が定める。

(施設・設備の管理)

第24条 前条に定めるもののほか、学校の施設・設備の管理について必要な事項については次のとおりとする。

- (1) 施設内に埋設してある地下タンクの水漏れ等の状況について毎月始に1回点検を行う。
- (2) 校長は、水道の水漏れ状況を把握するため、毎週月曜日メーター（給食センター正面）の点検を行う。
- (3) 校長は、毎月1日を校内安全点検日に位置づけ、施設・設備の点検を行い安全の確保に努める。
- (4) 校長は、冬季における暖房器具の使用について別途使用規定を定め、火災防止及び室内の快適な環境維持に努める。
- (5) 校長は、校内に保管してある医薬用外劇物・毒物等について、定期的に点検を行い施錠等適正な維持管理に努める。
- (6) 前5号までで、異常・不具合等不適切な状況が生じた場合、速やかに改善を図る。

## 附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 本規程は、一部改正し、平成16年4月1日から施行する。
- 3 本規程は、一部改正し、平成17年4月1日から施行する。
- 4 本規程は、一部改正し、平成18年4月1日から施行する。
- 5 本規程は、一部改正し、平成19年4月1日から施行する。
- 6 本規程は、一部改正し、平成20年4月1日から施行する。
- 7 本規程は、一部改正し、平成21年4月1日から施行する。
- 8 本規程は、一部改正し、平成22年1月1日から施行する。
- 9 本規程は、一部改正し、平成22年2月1日から施行する。
- 10 本規程は、一部改正し、平成23年4月1日から施行する。
- 11 本規程は、一部改正し、平成23年10月31日から施行する。
- 12 本規程は、一部改正し、平成24年4月1日から施行する。
- 13 本規程は、一部改訂し、平成26年4月1日から施行する。
- 14 本規程は、一部改訂し、平成30年4月1日から施行する。
- 15 本規程は、一部改訂し、平成31年4月1日から施行する。
- 16 本規程は、一部改訂し、令和2年4月1日から施行する。
- 17 本規程は、一部改訂し、令和4年4月1日から施行する。